

【提 言】

21 世紀の日本の農政を考える ～大消費地アジアを睨んだわが国農業の強化策～

平成 24 年（2012 年）4 月

一般社団法人 関西経済同友会
アジアと食料・農業を考える委員会

一 目 次 一

～はじめに～	1
【提言1】 経済連携協定の締結を加速し、アジアの成長力を取り込め	2
(1) 経済連携協定の交渉を通じて、有利な輸出環境を整備せよ	2
(2) 中国における日本産のコメの需要を伸ばせ	3
(3) 風評被害を払拭し、「安全・安心」のブランドの再構築を	4
【提言2】 全国一律ではなく、地域特性に応じた農政の推進を	6
(1) 地域農業のマスタープランの策定・実施は自治体に任せて、産地育成を加速せよ	6
(2) 戸別所得補償は全国一律ではなく、農業の真の担い手に集中投下を	7
【提言3】 大規模化や複合農業の奨励等を通じて	
国内農業の生産性向上を実現し、国際競争力を強化せよ	8
(1) 農地の利用権の集約を加速せよ（大規模化、離農補助金）	8
(2) 生産性向上のための新しい農法の開発を促せ	9
(3) 農地の高度利用（複合農業奨励）を促進せよ	10
(4) 農協と農業委員会の改革を急げ	11
(5) 攻めのコメ政策に転じよ（競争により競争力が磨かれる、減反政策を廃止せよ）	11
【提言4】 産業（農商工）連携をすすめる融合産業としての農業を確立せよ	12
(1) 企業と農村の交流の促進を	12
(2) 他産業との融合による農業の収益力向上を図れ	13
【提言5】 新規就農者の参入支援を手厚くし、担い手の育成を急げ	14
(1) 農業サラリーマンの育成	14
(2) 新規参入促進のための規制緩和の加速化	15
(3) スーパー農家がリーダーとなって担い手育成の先頭に立て	16
～おわりに～	17
参考資料	19
平成23年度 アジアと食料・農業を考える委員会 活動状況	27
平成23年度 アジアと食料・農業を考える委員会 名簿	28

～はじめに～

-日本の農業の現状-

農業は、地域の基盤であり、国の根幹にかかわる産業である。しかしながら、わが国においては、農業の将来像やその実現に向けての具体的な道筋が未だ明確に示されておらず、衰退の一途を辿っている。農業従事者の高齢化は年々進行し、儲からない農業では若い新規参入者を呼び込むこともできず、後継者問題は深刻さを増している。また、耕作放棄地の増加は、食料安全保障の観点のみならず、国土保全の観点からも問題である。

-東日本大震災が日本の農業に与えた影響-

このように疲弊し続ける国内農業は、さらに大きな打撃を被った。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、広範囲にわたって農地や農作物へ甚大な被害がもたらされるとともに、風評被害によってわが国の農作物・食品の「安全・安心」のブランドイメージが脅かされる事態となった。被災地やその付近を原産地とする野菜や穀物等は、日本の消費者からさえも敬遠され、諸外国によって輸入停止措置や輸入規制が実施されたため、盛り上がりつつあった海外市場への輸出の機運もそがれることとなった。

-グローバル化が加速する自由貿易の潮流-

世界に目を転じれば、リーマン・ショック以降、世界経済は大問題を抱えており、選挙を戦う各国のリーダーはこの難局を乗り込めるために、成長著しいアジアを中心とした新興国との経済連携強化を模索している。APEC や東アジア・サミットにおける環太平洋経済連携協定(TPP)を中心とした新たな自由貿易体制をめぐる米中の議論は、アジア市場争奪戦の様相を呈しており、日本も無関係ではいられないことは明白である。日本のTPP交渉参加への意思表示が呼び水となり、カナダ、メキシコが追随したことで、これまで積極的でなかったEU、中国、韓国も、一転して日本との経済連携に前向きな姿勢を見せており、各国の政治的・経済的な思惑が一体となって、世界的な枠組みが刻々と変化している。

-当委員会の基本認識-

今後、わが国農業の持続的な発展のためには、TPP等の高いレベルの経済連携の推進によって、アジア・世界の成長を取り込みつつ、国内外の市場において競争力のある強い産業としての農業を創出していかなばならない。国内農業の競争力強化と、経済連携の促進は二律背反するものではなく、同時並行して加速することで、より大きな成果が期待できる。毎日のようにTPPのニュースがメディアを通じて発信されているが、誤った情報や、闇雲に国民の不安を煽るような偏った情報も見受けられる。政府もメディアも正しい知識のもと、国民の正しい理解を醸成すべきである。今こそ、風評被害を乗り越える競争力のある強い農業への転換に向け、オールジャパンで取り組まなければならない。

-視察の結果を踏まえた具体的な提言-

当委員会は、農業関係者や有識者との意見交換を行い、日本の農業の現場のみならず中国および韓国の農業の現場を視察した。今後の日本がとるべき施策につき、こうした視察での聞き取り調査を踏まえ、可能な限り具体的な提案を行うものとする。

【提言1】経済連携協定の締結を加速し、アジアの成長力を取り込み

(1) 経済連携協定の交渉を通じて、有利な輸出環境を整備せよ

現在、日本国内ではTPPへの参加を巡って大きな議論が起きており、特に農業については反対の声が大きい。しかし、年々縮小する国内市場に依存していたのでは、農業のみならず産業全体の持続的な成長は困難である。加えて、グローバル化により、経済、社会、文化などの分野で国境という障壁がなくなり、人、物資、技術、文化などが自由に交流することにより競争は激化している。その潮流を無視した日本の成長はあり得ず、TPPへの参加はわが国が避けて通れない選択肢である。我々はむしろこれをチャンスと捉え、国際的な経済連携の積極推進により、海外市場、特に食文化が類似するアジア市場に日本の農産品・食料の輸出を拡大し、アジアの成長力を取り込みつつ、国内外の市場において強い産業としての農業を確立すべきである。そのためには、各国の食料・農業を巡る状況や課題を研究し、わが国農政にも活かしていかなければならない。特に、韓国のFTA戦略と農業政策を参考にしつつ、自由貿易を前提とした産業政策を早急に実施すべきである。また、わが国にとって近隣の急成長市場である中国市場のマーケティングを行い、消費者のニーズに合った製品の輸出を加速すべきである。そのためにも、日本政府は、輸出の阻害要因を経済連携協定の交渉の中で取り除く努力を行うべきである。

-アジアにおける食料・農業の現状-

①自由貿易協定を促進する韓国

今や韓国の貿易全体に占めるFTAの比率は、交渉中案件を含めると61.1%であるのに対し、日本は36.5%と大きく劣後している。しかし、FTA政策で日本に先んじている韓国においても、同様に農業問題を抱えており、小農家は政府の支援が大規模農家に集中していると非難している。また、FTAにより受益する大企業は、収益の一部を農家に還元すべきという意見がある。【参考資料1】

韓国の永同(ヨンドン)は、りんご、ぶどう、ブルーベリー、梨など、糖度の高い果物が収穫できる地域である。キャンベル種のぶどうが中心で、2004年に韓チリFTAが締結された際は、当地域のぶどうは壊滅的な打撃を受けると考えられていた。しかしながら、5-10月は韓国産、11-4月はチリ産が売れるように季節関税(夏は45%、冬は12%)を導入して難を乗り切った。韓国ではFTAを機に、自然・有機農法が推奨され、こうした付加価値化により韓国産と輸入品とのすみわけが行なっている。チリとのFTAで自国農業の競争力に自信をつけた永同の農家は、アメリカとのFTAにも問題を感じなかったと言う。また、サグアマンテギというりんご農家でのりんご(1次産業)での販売高は8千万ウォン、ジュース(2次産業)での販売高は1億5千万ウォンにのぼる。他にも、インターネット販売・農業体験プログラム・りんごの木オーナー制度(3次産業)等にも取り組んでおり、農業の6次産業化によって収益を伸ばしている。

韓国においても、日本と同様に農業分野(特に零細小規模農家)からのFTAに対する根強い反発があることは事実である。また、政府が巨額の補助金を給付することで、自由化による農業への影響を緩和しようとしていることも日本と状況は似ている。ただし、韓国の補助金は農業を強化することに集中しており(例:灌漑、スプリンクラー、ハウスなど初期投資に対する支援、有機農法の奨励金等)、日本の戸別所得補償のようなばら撒きの補助金ではない。韓国はこれまで締結したFTAの結果を冷静に分析し、自らの農業に自信を持って確実に競争力を向上させている。他方、日本は高い栽培技術を有するにもかかわらず、韓国と比べて自信のなさが目立ち、創意工夫、プレゼンテーション、広報の面で、韓国に学ぶべき点が多くある。

②大消費地としての中国

2011年の対中貿易は輸出が前年比8.3%増、輸入が同20.0%増、総額が同14.3%増で、貿易総額は3,449億1,623万ドルと過去最高を更新した。食品については、震災に伴う福島第1原子力発電所の事故を受けた中国側の日本産食品に対する輸入規制措置強化により、4月以降前年同月比で大幅減少が続き、通年では38.4%減となった。しかし、一部地域を除き、6月には水産品、11月には穀物、加工食品、飲料、アルコール等で輸入が再開される中、12月は清酒など一部品目で大幅増となるなど回復に向けた兆しもみられた。 【参考資料2】

ある日本食レストランのチェーン店では、客層の4割を日本人、残りを欧米人や中国人が占めているが、中国人客は高い酒や料理を大量に注文するため、顧客単価は日本人客の約2倍になるそうだ。中国人の給与は年率15%上昇しており、物価上昇率6%を差し引いても実質で年9%上がっている。わが国にとって、中国の市場規模は急速に拡大している。

(2) 中国における日本産のコメの需要を伸ばせ

中国の中糧集团有限公司(COFCO)は、1950年にコメの輸出入業務を開始し、現在では中国の主なコメのルートとなっている。2004年から2007年までは難航したものの、2007年の温家宝総理の訪日後、日本産のコメの輸入が開始された。COFCOは日本の農林水産省と中国の農林部の双方と関係があり、中国における日本産のコメの輸入に関して重要な役割を果たしている。COFCOは現状、日本米を輸入する唯一の窓口であり、2007年7月の1コンテナ(24トン)を手始めに、現在までに新潟、宮城、山形産のコメを200トンほど輸入した。COFCOブランドの5キロ30元の売れ行きが一番良く、5キロ86元のタイの香り米も人気が高いそうだ。一方、日本産のコメは高価格であるため、旧正月やお盆のときの贈答用途に限られていたことから、輸入数量は増えていない。もし新潟産のコメの販売価格が2キロ198元から2キロ100元になれば、富裕層向けであることには変わりがないものの、量の拡大が望めるとのことだ。中国の消費者も変化しており高いレベルの消費者が増加していることから、日本産のコメを贈答用だけでなく自家用に購入する消費者も増えつつあり、日本農業のビジネスチャンスは増えている。中国での外国米の輸入については、COFCOが全体の50%を取り扱い、残りは業者の申請ベースで枠を割り当てて、毎年9月に国家発展改革委員会がHP上で数量を発表している。中国内のコメの需給バランスはとれており、輸入米は消費者の特殊

な嗜好に合わせたもの(タイの香り米など)に限られ30-40万トンほどの量を輸入しているとのことだ。

日本の農水省はコメの中国への輸出促進に関心があり、2010年12月に筒井農水副大臣が訪中し、政治レベルでの輸出拡大が交渉された。日本のコメは「安全・安心」でおいしいというイメージがあるものの、最近では、中国でも東北部でおいしいコメが獲れるようになってきたので、価格面の競争力強化が今後の重要課題となっている。現状、日本産のコメが高価格であるがために、輸入量は少ない(2010年は108トン、2011年(1-8月)は3トン)が、市場のニーズがあり、かつ検疫の水準をクリアすれば輸入は歓迎するとのことだ。

もし、玄米の状態では日本産のコメの輸出が可能になれば、食味を保つ上で大変有利であり、価格競争力向上の観点からも効果がある。しかし、中国商務部の説明によれば、コメについては、中国国家品質監督検疫総局が輸出国の主管官庁と検査検疫議定書を結ぶこととなっており、日本との間では精米の議定書を結んでいるため、玄米への切り替えは容易ではない。その上、玄米での中国への輸出については、科学的に「(害虫である)カツオブシムシ類¹がない」ことを証明することが困難であるため実現の可能性は低い。

検疫(燻蒸²)問題を日中政府間で交渉するも現状進展がないため、日本が中国へのコメの輸出を拡大するためには、燻蒸場所の増設が必要である。燻蒸場所については、従来1カ所しかなかった神奈川のパールライス以外に11カ所が候補地となっており、2011年から2012年にかけて調査が行なわれる予定である。そのように燻蒸施設を増設すると同時に、日本産のコメの輸出拡大を目指し、日本政府は玄米での輸出を今後も中国政府に働きかけていくべきである。

(3) 風評被害を払拭し、「安全・安心」のブランドの再構築を

日本の食品は品質(おいしさ)に加え、「安全・安心」という点でも世界で高く評価されている。このイメージは、攻めの農業に転じる際、わが国農業にとって大きなメリットとなる。また、国民の所得が上がるにつれ健康志向が高まる傾向があるので、日本食の「健康的」というイメージも重要なセールスポイントとなる。特にアジアの国々とは食文化の面でも類似点があるため、アジアは日本の農産品にとって可能性を秘めた市場であると言える。

¹ カツオブシムシ類：昆虫綱甲虫目カツオブシムシ科に属する昆虫の総称。穀物類・種子類、羊毛、絹織物、毛皮等の動物性繊維製品や干し魚等動物性乾燥食品等が幼虫の被害に遭う。

² 燻蒸：(1) 輸出前にリン化アルミニウムを用いた燻蒸を実施。
(2) 燻蒸倉庫は、予め3カ月間、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップ調査(米工場及び燻蒸倉庫において、誘引剤を用いたトラップを設置し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認する調査)を実施。
(3) 燻蒸の都度、燻蒸開始1カ月前から精米の搬出時までの間、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップ調査を実施。

農林水産物・食品の輸出額については、2020年度の目標1兆円に対して2010年度実績は4,920億円であった。原発事故による放射能汚染の風評被害や円高により、2011年度(速報値)は4,513億円に落ち込み、輸出額の落ち込みが最も大きかったのは対中国で35.4%減であった。中国は福島県をはじめとする10都県³産のすべての食品と飼料の輸入を停止しており、それ以外の道府県についても、産地証明書と放射能物質の検査証明書の提出を求めている。産地証明書については、中国政府側のフォーマット確定に時間がかかっていたため、当委員会の中国視察の際(2011年10月12日)に早期の確定を中国商務部に申し入れたところ、帰国後まもなくの11月3日に日中間でフォーマットの合意を見た。【参考資料3】

COFCOによれば、東日本大震災の直後は、中国の消費者は日本の食品に対して警戒心を抱き、契約済みのオーダーさえもキャンセルして輸入をストップさせるような状況であった。しかし、放射能の問題は日中ともに初めて取り組む問題であり、両政府が知見を深めて正しい対応を継続的に行えば、消費者の恐怖心も時間が解決するとコメントしていた。それを裏付ける一つの事例として、日本酒の輸出があげられる。海外への日本酒の輸出は、日本食が浸透するに従って増加し続けてきた。今回の風評被害等で、2011年5月の輸出量は前年比2割以上落ち込んだが、その後は徐々に盛り返し、2011年通年の輸出量は前年比1.7%増の1万4,013キロリットル、輸出額は3.2%増の87億7千万円と、ともに過去最高を更新した。蔵元の地道なPRや行政機関による放射性物質の検査徹底が、海外の消費者の安心感につながったと報じられている。

さらに風評被害の払拭のために、2011年5月28日に在中国日本国大使館とJETRO共催で、中国において世界初の説明会を開催し、9月26日には第2回説明会を行った。日本製品の売り込みのために、海外での常設のフラッグシップショップを開設し、一般の消費者に直接日本品の安全性や品質の高さを周知するなどの地道な活動が重要である。現在、日本の新米のプロモーションは産地毎に行っているが、それではプロモーションの規模が小さくなるため、日本全体としてプロモーションして、まずはジャパン・ブランドを定着させるべきである。また、中国産品の常設フラッグシップショップを日本国内に開設し、相互のフラッグシップショップに限定した特区制度を導入して、関税撤廃や通関・検疫手続きなどのシミュレーションを行うことで、円滑な自由貿易のきっかけとすることも有益であろう。一方的に輸出拡大を期待するのではなく、中国産の農産品を日本に輸入するなど、相互にWin-Winの関係を構築すべきである。

現在中国では、日本産商品へのニーズからか一般のスーパーや市場では日本の偽ブランドが回っており、また中・高級スーパーでは日本産商品に代わり他国産商品が置かれるようになった。「安全・安心」の日本ブランドの信頼回復に努め、ジャパン・ブランドの再興を急がねばならない。

³ 福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都が輸入規制対象となっている。

【提言2】全国一律ではなく、地域特性に応じた農政の推進を

グローバル競争のなかで日本の農産品が生き残るためには、まずは国内農業を強くしなければならない。現在のような多額の補助金で支えるような農業では、財政が立ち行かず、いずれ破綻してしまう。わが国農業が産業として自立できるよう基盤強化が必要である。日本は南北に長い国土を有しているため、各地域では気候や環境など農業を取り巻く環境が異なる。そのため、全国一律という農政のあり方は現実に即していないとの声も聞かれる。最も効果的な施策を実施するためにも、各地域に応じた農政を推進すべきである。

(1)地域農業のマスタープラン⁴の策定・実施は自治体に任せて、産地育成を加速せよ

地域農業のマスタープランは、「食糧・農業・農村基本法」の理念の実現に向け、農業生産の維持・増大と効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域が主体となって、農業生産政策と合わせ、認定農業者を中心とする担い手の育成、担い手への農地の利用集積、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策、経営構造対策等を一体的・総合的に推進するための、中長期的なビジョン・目標や年度活動計画を定めている。

マスタープランは、大きく分けて以下の2つの方向性を目指すべきである

- ① 大規模化・生産性向上による競争力強化の追求(特に平野部・優良農地)
- ② 徹底的な付加価値化による競争力強化の追求(特に中山間地)

マスタープランの策定・実施に際しては、地域のリーダー農業者、農業改良普及センター、役場、農協など関係者で協議会を構成し、その中で十分な討議がなされるべきである。産地構成をいかにすべきか、地域の生産力・収益力向上のために、どの作物を、どのタイミングで、どれだけ栽培すべきか、そして、農地の集積(政府目標:平地で20~30ha、中山間地域で10~20ha)を具体的にどのように進めるのか等、地域としてのマスタープランの細目を決定するのみならず、実施においても前述の協議会メンバーがサポートする体制作りが必要である。実施の手続は地域に任せるべきであるが、その一方で、マスタープラン未達成の場合のペナルティーがないためプランが実施されない可能性があり、政府はプラン実施のための支援体制を整える必要がある。都市の再開発計画の場合、指定地区においては、多数決あるいは3分の2の賛成等の一定のルールによって私権を制限しつつ計画の実施を図っている。例えば、ゾーニングにより土地利用の目的(建築物の用途)等が制限され、都市施設が計画された場所では土地を利用することそのものが制限される場合もあるが、農地についても「農地再開発法」といった法律によって私権をある程度制限してマスタープランの実施を確実に推進すべきである。

⁴ マスタープラン：基本的な方針として位置付けられる計画。農振整備計画は、農業振興を図るための各種計画のマスタープランとして位置付けられている。

以下2つの事例を紹介する。行政のリーダーシップが発揮されている事例であり、マスタープランの策定・実施にあたって各自治体の役割が重要であることがうかがえる。

(事例紹介1)

静岡県森町では、行政(農業普及センター)が中心となって産地戦略を作成し、農協の技術指導を受けて効率的に産地形成を行なっている。地域に合った農産物を、必要量生産する仕組み作りにより、農産品の価格維持を図っている。

(事例紹介2)

広島県世羅町は、面積ベースで広島県の3%であるが、農業生産額ベースでは10%を占めており、効率の良い経営が行なわれている。1ha前後の個人(兼業)農家と集落法人に集積を図り、農業産出額は増加傾向にある。品目別では、水稻が減少しているものの、野菜が伸びており、アスパラは産地の維持、キャベツは産地化を目指している。野菜は、集落法人やヤンマー(株)をはじめとする農業参入企業など様々な担い手が取り組んでおり、果物は、伝統の赤梨に加え、水田を利用したぶどうの産地化を目指している。6次産業化の推進により農家の所得向上を目指した結果、県外からの観光客が増えており、直売所の売上も着実に伸びている。世羅町では、こうした産地戦略を役場の産業観光課が作成し実施している。

(2)戸別所得補償は全国一律ではなく、農業の真の担い手に集中投下を

国内外の市場において競争力のある強い産業としての農業経営ができる農家こそ、日本の農業の真の担い手である。以前実施されていた「品目横断的経営安定対策」は、一定の規模を持つ中核的農家と集落営農組織に支援を集中させる事業であり、この農政の重大な方針転換によって、中核的農家への農地集積が進み、大規模でより安定的な経営体が育つことが期待された。ところが、全部の農家を一律に支援する「戸別所得補償」が導入されたために、農業の構造改革が後退するという事態を招いてしまった。

「品目横断的経営安定対策」(現在は名称を「経営所得安定対策」と改めて継続)の施行当初は、農家の規模の要件(認定農業者は、都府県で4ha、北海道で10ha、集落営農組織は20ha)が課されていたことから、加入件数は約72,000件(2007年)であったが、「戸別所得補償」導入後は、規模要件がなくなったために件数が急増し、2011年度は約1,218,000件までに膨れ上がっている。日本の農家一戸あたりの農地面積は、全国平均で2ha程度である。2010年度の戸別所得補償モデル事業の主食用作付け規模別のデータを見ると、実に0.5ha未満の小規模農家が支払い件数の51.1%を占め、支払額ベースでは、全国平均の2ha未満の規模の農家が41.6%を占めており、ばら撒きの実態がうかがえる。また、多くの農家に補助金を分配する事務処理のコストも膨大である。 【参考資料4、5】

単なるばら撒き政策で農業従事者数を維持しても、それは農業の真の担い手育成にはならない。戸別所得補償は、農業の大規模化等による生産性向上へのインセンティブおよび付加価値向上

により収益性を高めるインセンティブを付与し、かつ、農業の真の担い手に集中投下される必要がある。そのためにも、戸別所得補償の制度設計を改定し、給付対象者を絞り込むべきである。

【提言 3】大規模化や複合農業の奨励等を通じて 国内農業の生産性向上を実現し、国際競争力を強化せよ

(1)農地の利用権の集約を加速せよ(大規模化、離農補助金)

経済連携協定にわが国が参加するにあたって、農業分野での課題となるのが価格競争力である。他の加盟国から入ってくる農産品は一般的に日本の農産品より価格が安く、このままの状況では、わが国農業は壊滅的な打撃を被る可能性が高い。こうした価格の面において国際競争力を向上させるために、大規模化によるコスト削減が必須である。

農林水産省「農業経営統計調査」(2006年産)によれば、米の生産費は約12万円/10a。生産費の内訳を見ると、労働費が全体の約40%、また、賃借料及び料金、農機具費で約30%、さらに肥料費、農業薬剤費が13%を占めている。【参考資料6】

また、同調査の作付規模別労働時間の結果は、水稻の10a当たり、0.5ha～1ha未満では35時間、1～2haで30時間、10～15haで16時間であり、規模が大きくなるほど単位面積当たりの労働費が低くなることがわかる。生産性の向上のためには、大規模化が有効な手段であると言える。【参考資料7】

2009年6月に成立した改正農地法により、農地の賃借に係わる規制が緩和された。農地の所有権を手放したくない農家であっても、利用権の貸与であれば抵抗が少ない。農地の所有権と利用権を切り離すことにより、利用権の集約による農地の大規模化が可能になった。加えて、戸別所得補償制度による規模拡大加算(農地利用集積円滑化事業により、農地を面的に集積するために利用権を設定した農地の面積に応じて交付金が支払われる)等により、農地の集約化・農業経営の大規模化へのインセンティブが付与された。生産調整を完全に廃止し、戸別所得補償を一定規模以上の農家に限って交付すれば、規模拡大加算との相乗効果で、生産性の低い農家は農業より退出し、農地が生産性の高い農家に集約されることが期待できる。ただ、大規模化するために土地集約が必要だとはいえ、飛び地では「集約」の意味がない。生産性を向上させ、価格競争力を強化させる際には、連坦化⁵された農地であることが必要である。つまり、地理的・時間的にばらついた離農が増えても農地の集積にはつながらず、最終的な集積ができるまで、少なくとも利用権を保留できる仕組み・組織づくりが必要である。

⁵ 連坦化：面的集積をしていること。農地(圃場)どうしが直接、又は農道等を境に隣接していること。

専業農家数は、2005年に44万戸だったものが、2010年も45万戸をキープしている。他方、第1種兼業農家(農業所得を主とする兼業農家)は31万戸から23万戸に、第2種兼業農家(農業所得を従とする兼業農家)は121万戸から96万戸と大幅に減少しており、今後は、専業農家の比率が上がる傾向にあると考えられる。しかしながら、農家の平均年齢は、2000年61.1歳、2005年63.2歳、2010年65.8歳と着実に高齢化が進んでおり、農家の若返りが喫緊の課題である。新規就農を優先し、小規模、高齢農業者の離農を促進するため、農地の大規模化に資する場合については、一定の枠(上限)を設けた上で農業法人もしくは若手農業者への経営移譲を条件とした離農補助金を交付することにより、将来の農業の担い手に対して農地の集積を加速化すべきである。 【参考資料8、9】

全国の耕地面積のうち平地が56.7%、残り43.3%が中山間地であり(2005年)、当時5ha以上の規模の農家が全国の耕地面積の43.3%を耕作していたのに対して、2010年にはこの割合が51.4%にまで達しており、平地の集約は確実に実施されている。更なる集約の推進により、政府目標の20-30haを達成すべきである。また、中山間地の集積についても、最初から大規模化をあきらめるのではなく、少なくとも政府目標の10-20haは達成すべきである。 【参考資料10】

(2)生産性向上のための新しい農法の開発を促せ

生産コスト削減に繋がる単収⁶向上のための品種改良をすれば、減反政策で調整しているコメの収量が増え販売価格が下落するために、補助金が拡大してしまうというジレンマを抱えている。世界における自由貿易への潮流は避けて通れない問題であるが、日本農業の生産性を向上させずに、その戦いを生き残ることは不可能である。経過措置としてばら撒き型ではない真の農業の担い手を対象とした戸別所得補償によって農家の生活を下支えしつつ、日本農業の生産性向上のための手段を講じなければならない。

たとえば、水稻直播栽培⁷は、育苗・移植作業が不要であることから、労働時間・生産コストの削減が可能であり、特に低コスト化が求められる米粉用米や飼料用米等の生産に適している。こうした農法の導入に際しては、行政や農協等による技術指導や播種機等の導入支援が期待される。また、人の手を必要とする作業が減るため、徹底的な機械化も可能となろう。農地の大規模化による土地生産性の向上と、高度機械化による労働生産性の向上を同時に行うことで、効果を増大させるべきである。

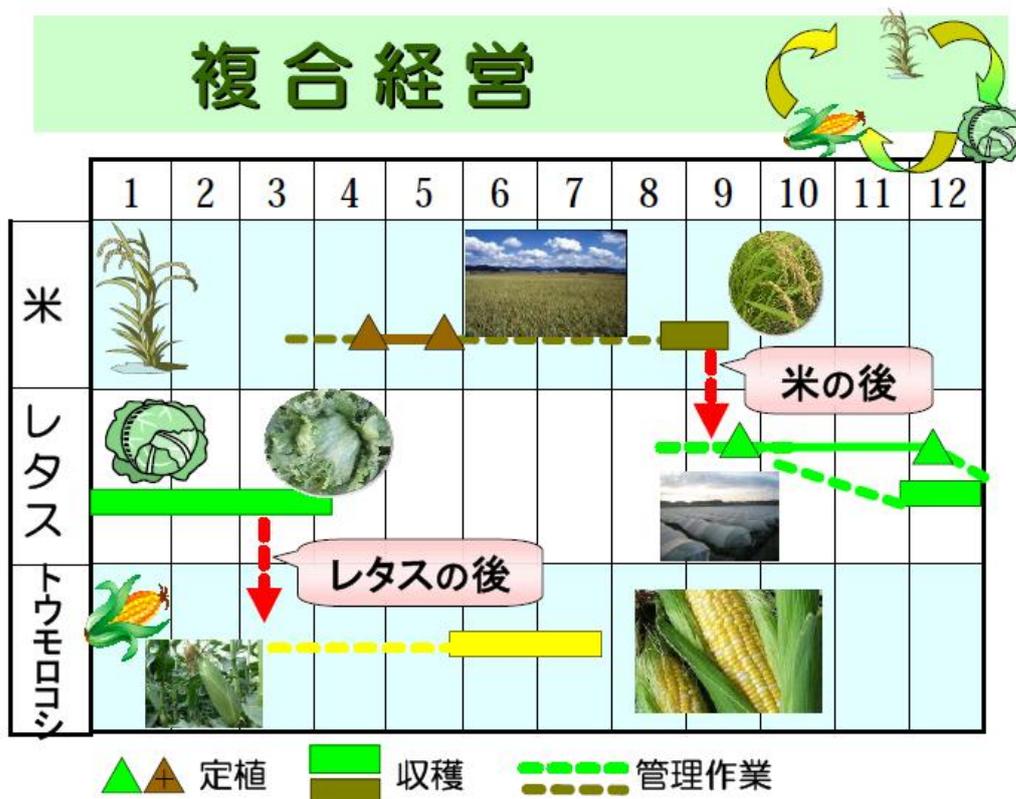
⁶ 単収：農産物の単位当たり収量のこと。日本の農業関連統計では、10アール当たりを用いることが多い。

⁷ 水稻直播栽培：水田に直接、種を播く農法。

(3)農地の高度利用(複合農業奨励)を促進せよ

転作を行うことで農地の利用率を向上させれば、農家の収益は改善される。特に優良農地や消費地近郊の産地においては、農地の高度利用を促進させるべきである。そうした複合農業を推進させるためには、水田と畑作の転換が容易な農地であることが重要となる。従って、農地の集積と連坦化を目指すと同時に、稲作と畑作の転換が容易となるように圃場整備⁸を行うべきである。

静岡県森町には、水田を3倍活用し高所得を実現している農家が存在する。稲刈りが終わった田んぼから、徐々に時期をずらしながらレタスを作付けし、10月から翌年4月まで出荷している。その跡作はレタスのトンネル資材をそのまま活用してスイートコーンを作付けし、春先からお盆過ぎまで作業場前で直売している。シーズンになると、朝に収穫したものが昼過ぎには完売してしまうほどの品質の良さを誇る。コメには収益性がないものの、水田に戻すことで土が若返り、レタスの病害虫が減るという効果がある。稲ワラについても、地域の畜産農家と連携して堆肥化し、圃場に還元している。水稻(16ha)+スイートコーン(8ha)+レタス(8ha)で1億数千万円を売り上げ、地域に雇用を生み出しており、儲かる農業を実戦することで若手経営者の農業参入を後押ししている。



資料:岡本伸子氏講演会資料より「森町農家の複合経営」

⁸ 圃場整備：圃場（水田）の一枚一枚に用水路、排水路、農道を配置し、区画を大きく整形することで効率的な農作業と生産性の高い圃場を造成する事業。

(4)農協と農業委員会の改革を急げ

①農協について

日本の農業就業人口は、2005年約335万人、2006年約321万人、2007年約312万人、2008年約299万人、2009年約290万人、2010年約261万人、2011年約260万人と減少の一途をたどっている。ところが、農協の組合員総数は年々増加している。これは、正組合員(農業者)と准組合員(農協の事業の利用者)のうち正組合員の減少分以上に准組合員の増加分が大きいためである。農林水産省が実施した2009年事業年度総合農協一斉調査結果によれば、農協の組合員総数は957万9千人で、前年度比、8万5千人増加した。そして、初めて正組合員数(477万5千人)が准組合員数(480万4千人)を下回り、逆転現象が起きた。農協の本来の役割は、正組合員である農家を助けて、農業経営の安定化、生産性・品質の向上、国民に対する食料の安定供給や国内農業生産の増大等を図ることであり、日本の農業を存続させていく上で、一定の役割を果たしていた。正准組合員数の逆転した今、農協は改めて本来の役割を認識すべきである。

【参考資料11、12】

農協数については、ピークは13,314農協(1950年)だったものが、合併・統合を繰り返し、2011年3月末には745農協までに減少している。また、農協職員数は、ピーク時の30万人台(1992年)から、現在は22万人台に減少したが、農業就業人口がピーク時の1,454万人(1960年)から260万人まで減少している現在、これほどの人員が必要であるのか疑問である。

農協は、巨大な組織であり、組合員が自由に農協を選ぶことができないという問題がある。競争原理が導入し、役割を大いに果たしている農協とそうでない農協が淘汰されるよう、組合員が取引したい農協を選べるシステムを構築すべきである。同時に、役に立つ新規農協の設立も自由化すべきである。

②農業委員会について

地方自治法第202条の2第4項に基づき、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行することが農業委員会の役割である。特に農地の転用許可に関しては、転用規制の強化を図り、優良農地の確保と有効利用を最優先にして、適正かつ公平な決定が下されなければならない。客観性・中立性を確保するために、農業委員会における審議過程を詳細に記録し、公表することにより透明性を向上させるべきである。

(5)攻めのコメ政策に転じよ(競争により競争力が磨かれる、減反政策を廃止せよ)

2010/11年度のコメの世界生産量は4億5千万トンであり、80%以上がインディカ米(長粒種)であり、日本人が好むジャポニカ米(短粒種)は15%程度と言われている。そのうち貿易されるものは、わずか3千万トン(7%以下)程度で、ほとんどが生産国内での消費に回っている。【参考資料13】

他方、日本でのコメの生産量は813万トン(2011年度産)と年々消費量が減ってきているのに伴い、生産量も調整され減ってきている。ところが、日本は玄米換算で年間76万トンものMA米⁹の輸入枠があり、世界のコメ輸入国の中でも主要国となっている。コメの高関税を守るためにMA米の輸入を義務付けられ、他方で、国内では生産調整を行い、米価を高く維持する政策をとり続けるのは間違いである。加えて、国民の税金によって農家の所得補償を併せて実施するのは、国民に二重の負担を強いることになり筋が通らない。早急に競争力強化に向けて政策転換を図るべきである。

【参考資料14】

コメの生産コストを下げるためには、規模拡大により1haあたりのコストの削減、単収の増加、労働生産性の向上といった方策がある。減反政策は単収向上へのインセンティブをそぐ政策であり、これを放置すれば、日本のコメの価格競争力は鍛えられない。単収増加のための品種改良に努力するとともに、やる気のある農家が自由に生産拡大を行うことが出来るように、段階的であっても減反制度は廃止されるべきである。競争力強化により、コメの生産量が増え価格下落が生じれば、コメの輸出を増やすことが出来るであろう。攻めのコメ政策に転じるべきである。

【提言4】産業(農商工)連携をすすめる融合産業としての農業を確立せよ

(1)企業と農村の交流の促進を

韓国では、2004年から韓チリFTAをきっかけに「農村愛一社一村運動」が始まった。農産物開放に苦しむ農業・農村を取り巻く環境を改善するため、一つの企業が一つの農村を支援しようという取り組みである。これは、持続可能な都市と農村の共生戦略であり、都市と農村が交流することにより総合的な地域活性化に挑戦するものである。企業のCSRのみを目的とした交流は継続が困難であり、企業と農村がWin-Winの関係になるために実益が求められる段階に来ている。都農交流策も多様性を極めており、5都2村運動(5日は都市で、2日は農村で暮らす)、帰農帰村支援事業、都市引退者の田園村造成事業、教育農場事業、都農交流の人材開発、優秀事例の表彰等へと活動が広がっている。こうした活動は、日本がTPPに参加した際に、企業と農村の対立関係を共生へと変化させる手段となりうる。従って、企業と農村の交流を促進すべきである。

中国では、2006年5月、アサヒビール株式会社、住友化学株式会社、伊藤忠商事株式会社の3社が山東朝日緑源農業高技術有限公司(農業社)を設立した。同社では100ha(農家800軒)の農地を集約してレタスやスイートコーン、イチゴ等を生産し、安全・安心と土壌の継続的利用を目指した循環型農業を実施し、栽培から物流販売までを一貫して手がけている。また、次世代の中国農業指導者を育成し、安全・安心でおいしい農作物で中国の食生活の向上に貢献することや、

⁹ MA米：日本が高関税を課して輸入を制限する代わりに、国家貿易として取り扱う外国米。

朝日緑源ブランドの堆肥を地域に供給することで地域そのものをブランド化し、持続可能な社会を実現することを目指している。2008年には牛乳会社を設立し、自社ブランドのプレミアム牛乳「唯品」の販売を開始した。安全・安心の確保のため、ICタグによる個体管理と解析ソフトを組み合わせ、搾乳量の管理・予測、牛乳の成分分析、受精・妊娠の繁殖管理を1頭ごとに行っている。また、牛の餌の委託栽培制度を導入することで、品質の更なる向上に努めている。販売量は年々増加している。こうした安全・安心のブランド化、地域のブランド化の動きは、日本にとっても学ぶべき点が多く、積極的に取り入れるべきである。また、企業が農業ビジネスを円滑に推進する際には、企業と農村(地域)が共生することが重要である。

(2)他産業との融合による農業の収益力向上を図れ

儲かる農業を実現するために、農業の6次産業化を推進すべきである。政府も6次産業化推進の政策を打ち出している。たとえば、2010年12月には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)」が成立した。この法律に基づき申請された事業計画が認定された場合、農業改良資金(無利子資金)の特例適用、新商品の開発や販路拡大の取組に対する3分の2の補助などの特例措置が設けられている。

また、多様な産業分野の様々な知見の共有と創発により、農山漁村に存在する地域資源を活用したイノベーションを進める場として「産業連携ネットワーク」が設立された。2011年12月1日に設立総会が開催され、JAグループを束ねる全国農業協同組合中央会(全中)、経団連、日本商工会議所、農業生産法人、商社、食品メーカー・流通業、金融、観光、化学、建設業などの企業が参加した。農業や食料産業を核にバイオマスなど地域資源をも活用した新ビジネスを生み出し農山漁村から日本を元気にしていくための活動を始める。2012年3月16日現在で642団体・企業・個人が参加しており、今後6次産業化が加速されることが期待される。

資金面では、農林漁業の成長産業化を実現させるため、官民共同のファンド「農林漁業成長産業化ファンド(仮称)」を創設し、成長資本の提供と併せてハンズオン支援(経営支援)の充実を一体的に実施することとしている。

近畿農政局では、これらの動きを受け、地場農産物を軸とした食と農の結びつきの強化、農林水産物の高付加価値化、食文化の発掘・継承等を通じて、農業・農村の6次産業創出を側面的に支援する組織として近畿の関係者からなる「近畿農業・農村6次産業倶楽部」を設置した。同倶楽部では、生産者(団体)、企業、観光、消費者団体、行政、大学等の連携によって、新たな付加価値の創造を目指す。

観光は、農村の活性化策のひとつとして非常に重要であり、その観光ルート・メニューの拡充と国際化戦略が急務である。農村の競争力は、消費者との信頼関係の構築と、農村の個性を発揮することにより培われる。目に見えない価値が評価されることにより、持続可能な発展を追求すべ

きである。(株)パソナが淡路島で展開する半農半芸の「ここから村」事業は、午前中は農業に従事し、午後は芸術活動を行うものであり、現在約 170 人いる「ここから村」の住人は契約社員として月給 10 万円を受け取り、住居が提供される。芸術関連のプログラムとして、タップや和太鼓のクラスなどがあり、地域活性化の一環として地域住民を招いて発表会を行っている。常設のコンサートホールで、定期的に公演を行えるようになれば、他の地域からの観客も呼び込むことも考えられる。また、学生を呼び込むためには、大学との連携も有効な方策である。淡路景観園芸学校は、景観園芸・ランドスケープの大学院教育、市民に向けた生涯教育、そして園芸療法の専門家育成を一体的に行う大変ユニークな教育機関である。今後は、こうした活動が、広く国内外からの観光客や学生を呼び込む観光資源となるよう、より積極的な取り組みを推進していくべきである。

【提言5】新規就農者の参入支援を手厚くし、担い手の育成を急げ

(1)農業サラリーマンの育成

高齢化の止まらない日本の農業にとって、農業経営継続性の確保の観点から、農業法人の積極的な育成が今後ますます重要になる。農業法人は、地域における雇用創出、地域経済の活性化、優秀な農業経営者の創出等に貢献することが期待される。何よりも、農業に関心のある若者が、サラリーマンという形でリスクや負担を抑えて営農を開始できることは大変大きなメリットである。農業法人によって経営管理の効率化・高度化がもたらされ、優秀な人材の継続的な確保が可能となり、蓄積した営農ノウハウを後進に伝授するシステムが構築される。

農林水産省は、平成 20(2008)年度から農業法人等が新規雇用者に対して実施する実践研修(OJT 研修)の経費の一部(月額9万7千円を上限に最長 12 か月間)を助成する「農の雇用事業」を実施している。今後の新規就農を、法人への就職という形式で増加させるためにも、当事業は有益であり評価する。

(事例紹介1)

ヤンマー(株)

農機メーカーである同社は、2010年9月1日に新しい農業の担い手育成と持続可能な儲かる農業のビジネスモデルの構築等を目的としてヤンマーアグリノベーション(株)を設立し、第1号ファームを広島県世羅町に開設。

挑戦課題1:加工、業務用野菜の大規模化。経営モデルの実施・検証

挑戦課題2:次世代農業リーダーの育成と儲かる農業の産地作り

(事例紹介2)

(株)パソナ

人材派遣会社である同社は、2008年10月に本格的に農業分野での独立を目指す人たちに挑戦の場を提供するため、「パソナチャレンジファーム in 淡路」を設立した。メンバーは、最長3年間淡路島で農業に従事しながら栽培技術だけではなく農業経営等を学び、地域の活性化のために地域住民とともに次世代の先端産業としての農業の可能性を追求している。人材ビジネスと農業の接点は多く、シニアの企業経験者に活躍の場がある。たとえば、企業で財務を担当していたシニアや販路開拓や工程管理などに携わった経験のあるシニアは、農家にとっては大変有益な情報の提供者となりうるので、農家の経営能力の向上に役立つ人材と言える。

上記は、いずれも自治体による支援により企業の農業参入が成功した事例である。自治体が地域の理解を醸成することで企業の参入障壁が低くなれば、企業が農業を産業化し、地域として収益力が強化される。このようにWin-Winの関係を構築することにより、農業サラリーマンの育成を加速化すべきである。

(2)新規参入促進のための規制緩和の加速化

2009年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の一般法人についても、農地の賃借が可能となった。施行前の2009年9月までの一般法人数が414法人であったのに対し、施工後の新規参入が、2011年3月末までで404法人に上り、全体で840法人に達したことを考慮すると、規制緩和が一定の効果を上げて農業への新規参入を促したと言える。

しかしながら、高齢農業者の大量リタイアが見込まれ、後継者が不足している現状に鑑みて、農地の賃借についてのみを自由化するのでは不十分である。そもそも、賃借にさえ①賃借契約に解除条件が付されていること、②地域における適切な役割分担(集落での話し合い参加、農道や水路の維持活動の参画等)のもとに農業を行うこと、③業務執行役員が1人以上農業(農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可)に常時従事すること、といった様々な要件が課されており、完全な自由化とは言い難い。農地が適切に利用されない場合(たとえば、ゴミの廃棄場所となる等)に、賃借契約が打ち切られるのは当然のことだが、現状においても耕作放棄地が増加し続けていることを考えると、役員が農業従事要件が農地の保全を担保するとは言えない。農地の転用規制を強化しつつ、多様な農業の担い手を公平に受け入れる環境の整備(規制緩和)が必要である。

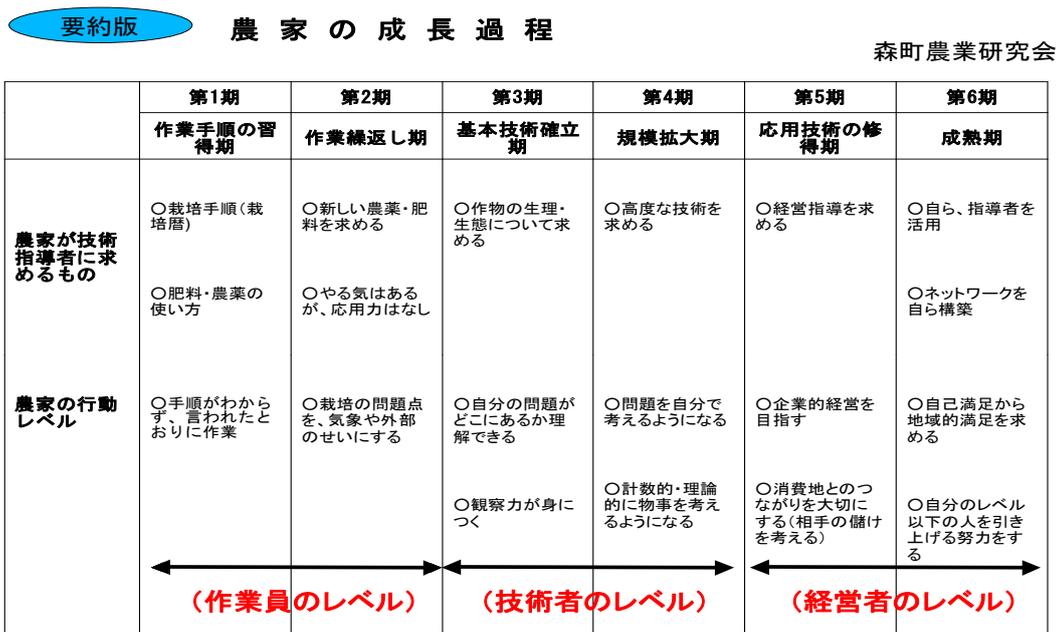
2010年12月24日に、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(2010年10月25日に制定)の具体化に向けた取組方針が取りまとめられた。とりわけ、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために、2012年度から導入される「青年新規就農倍増プロジェクト」を高く評価する。45歳未満の新規就農者を対象として、最長で7年間にわたって「青年就農給付金」年150万円を支給する仕組みにより、現状1万人程度の若手就農者を2万人に増やすことを目標としており、従来の支援策が、無利子融資や農機具購入への補助に限られていたのに対し、今回

は、農業収入に対する直接給付であるため、若者の新規参入の生活の下支えとして効果が上がることが期待される。但し、この新規就農支援が新たなばら撒き補助金とならないためにも、支援の結果を評価する制度を設け、やる気のある若者への支援を行うべきである。

(3)スーパー農家がリーダーとなって担い手育成の先頭に立て

産地存続の鍵はスーパー農家の存在である。地域農業をマネジメントする一流の経営者集団がいなければ、一流産地の形成はなし得ない。消費者ニーズを踏まえた農業生産、加工品の企画、物流を含む販売ルート構築、付加価値の拡大により儲かる農業を確立するために、スーパー農家が地域のリーダーとなって、農家全体の実力の底上げを図る必要がある。

農家には、第1期から第6期までの成長過程があるとされる。企業において新人教育を行う場合は、当然のことながら、年次に適合する研修カリキュラムが準備されている。農家にも企業内研修と同様のカリキュラムを組む必要があり、こうした意味でも法人において初期の研修をさせるしくみ作りが欠かせない。



資料: 岡本伸子氏講演会資料より

韓国では、2001年4月に韓国ベンチャー農業大学を設立し、スーパー農民の育成を目指して農業経営を教えている。政府(補助金)頼みの農業ではなく、情熱を持った農業人の自発的な参加を誘導し、各人の創意・工夫と競争力を強化する。学費は100%自費で、卒業生の推薦を受けて入学が許可されるが、200人の枠に対して600人が応募するほどの人気である。6人の常駐の講師(大臣農水秘書官、大学教授、デザイン・マーケティング専門家、法律家、銀行マン、貿易会社社員)および外部の講師(大企業の社長、デザイナー等)がボランティアで指導にあたっており、異業種との融合により、新しい考え方を農業に取り入れるなど画期的な試みを行なっている。(例: 農産物ファッションショー)

～おわりに～

日本の農業を強化することは、食料安全保障の点はもちろん、農地を守るという意味では国土保全の点からも重要なことであるのは間違いない。たとえば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防ぎ、多様な生きものを育む。また、暑さをやわらげる機能や、川の流れを安定させる機能も備えている。そうした機能は金銭では買うことができないものであり、農地が耕作放棄地となれば失われてしまう。食料安全保障や国土保全を含めた日本の国益という観点で、国民が正しい判断が出来るように、政府は正確かつ十分な情報の提供を行う必要がある。

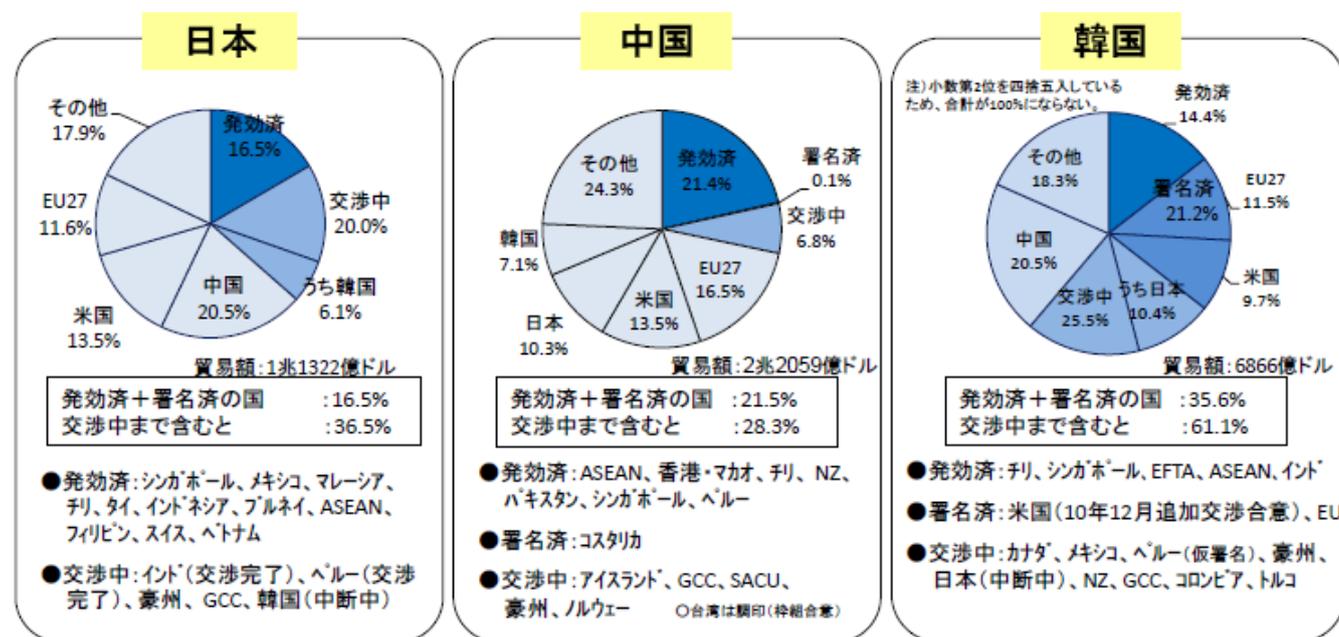
今、日本農業の改革は待ったなしの状況にある。すさまじい勢いでグローバル化が進展しており、日本も世界の成長を享受できるように早急に自由貿易を拡大すべきである。TPPを始めとするレベルの高い経済連携協定交渉を通じて、日本が対外的に有利になるような条件を設定しつつ、国際競争力のない分野については、日本国内の改革を推進することで競争力強化を急がねばならない。

これまで、日本の農業は本格的な国際競争に晒されたことがなく、現状のままでは競争に打ち勝つことは困難である。自由貿易の拡大により、関税が削減・撤廃された際に、わが国農業が被る打撃を最小限に抑えるために、国民は日本の農産物・食品を買い支える覚悟と意志を持たねばならない。しかしながら、経済連携協定が締結されたとしても全ての関税が即時に撤廃されるわけではなく、わが国農業が競争力を磨く猶予はある。選択肢はふたつある。ひとつは、組織体での農業経営を拡大し、集積可能な農地を束ねて大規模化し、徹底的に価格競争力の向上を訴求することである。もうひとつは、ブランド化・付加価値化により全く新しい価値を創造して、収益性の高い農業を目指すことである。

わが国を襲った東日本大震災からの創造的復興、さらに特区制度を利用したモデル事業や、「安全・安心」のブランドの再興を目指し、今こそ日本の農政の大転換を図らねばならない。日本の農政においては、①長期的な視野を持ち、ぶれない政策を実施すること、②地域ごとの農業の特性を踏まえ、その地域に適した農政を実施すること、③規制緩和により競争を促進すること、④農業の新規参入に対するインセンティブを付与すること、⑤補助金は、農業の競争力強化に資する施策・対象に集中投下すること、⑥省庁間連携によりオールジャパンとしての農政を策定すること、等が重要である。そして、地域ごとに適応する政策を立案・実施するために、農政に携わる担当者は頻繁に現場を訪問すべきである。現場に解がある。

参 考 资 料

参考資料1 FTA競争の現状



・国・地域名の記載は順不同
 ・貿易額: 2009年分(データ出典: World Trade Atlas)
 ・マルチでのFTA交渉相手国・地域との間で既にバイのFTA協定が先行している場合、当該バイ協定が占める貿易額割合を記載のうえ、マルチ協定の占める割合からは当該国・地域との割合を除いて記載
 例: 日本とシンガポールの貿易額割合: 「交渉中」ではなく「発効済」欄に記載

資料: 経済産業省「EPAの推進について」(2010年12月)

参考資料2 2011年の日本の貿易相手国上位5カ国・地域

(単位: 1,000ドル、%)

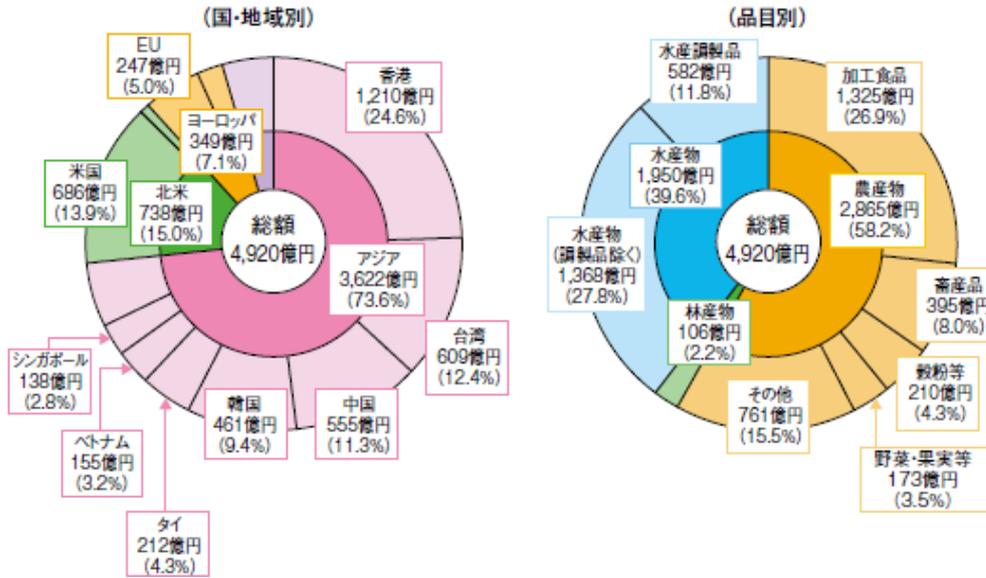
輸出				輸入			
	金額	伸び率	シェア		金額	伸び率	シェア
総額	820,902,360	7.0	100.0	総額	852,331,032	23.3	100.0
中国	161,494,217	8.3	19.7	中国	183,422,016	20.0	21.5
米国	125,677,255	6.3	15.3	米国	74,114,495	10.3	8.7
韓国	65,856,402	6.1	8.0	オーストラリア	56,381,440	25.3	6.6
台湾	50,692,555	▲ 2.9	6.2	サウジアラビア	50,345,583	40.8	5.9
香港	42,833,828	1.6	5.2	アラブ首長国連邦	42,760,024	46.5	5.0

総額			
	金額	伸び率	シェア
総額	1,673,233,392	14.7	100.0
中国	344,916,233	14.3	20.6
米国	199,791,750	7.8	11.9
韓国	105,544,827	16.5	6.3
オーストラリア	74,225,310	22.1	4.4
台湾	73,858,537	▲ 1.8	4.4

資料: JETRO「2011年の日中貿易」(財務省貿易統計よりジェトロ作成)

注: 伸び率は前年比

参考資料3 農林水産物・食品の輸出額の主な内訳（平成22年）



資料：農林水産省（財務省「貿易統計」を元に農林水産省で作成）

参考資料4 日本の農家一戸当たりの農地面積

耕地面積、農業就業人口等の推移

一戸当たり農地面積国際比較

	1965年	75	85	95	2005
耕地面積 (万ha)	600	557	538	504	469
	増減率 (%)	▲ 7	▲ 10	▲ 16	▲ 22
総農家数 (万戸)	566	495	423	344	285
	増減率 (%)	▲ 13	▲ 25	▲ 39	▲ 50
農業就業人口 (万人)	1,151	791	543	414	335
	増減率 (%)	▲ 31	▲ 53	▲ 64	▲ 71
基幹的農業従事者 (万人)	894	489	346	256	224
	増減率 (%)	▲ 45	▲ 61	▲ 71	▲ 75
65歳以上 (%)	—	—	19.5	39.7	57.4

	農家一戸当たりの農地面積	日本との比較
日本 (2006年)	1.8ha	—
米国 (2005年)	180.2ha	99倍
EU (2005年)	16.9ha	9倍
豪州 (2004年)	3,423.8ha	1,902倍

資料：農林水産省「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」
注：増減率は、1965年比で、1985年以降の農業就業人口及び基幹的農業従事者は販売農家ベースの数値

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、米国農務省資料、欧州委員会資料、豪州農業資源経済局資料
注：日本の数値は、販売農家1戸当たりの経営耕地面積

参考資料5 コメ戸別所得補償（モデル事業）：主食用米・作付け規模別支払件数・支払額

		合計	0.5ha未満	0.5ha-1.0	1.0-2.0	2.0-3.0	3.0-5.0	5.0ha以上
		所得補償支払件数	万	100.6	51.4	25.5	13.8	3.8
	%	100	51.1	25.3	13.7	3.8	2.8	3.2
同上支払額	億円	3,069	289	460	526	266	313	1,214
	%	100	9.4	15.0	17.2	8.7	10.2	39.6

資料：農林水産省（日本農業研究所研究報告『農業研究』第24号掲載）

参考資料6 平成18年度 米の生産費（全国平均、10a 当たり）

	販売農家平均	構成比
物財費	76,610	65%
種苗費	3,851	3%
肥料費	7,987	7%
農業薬剤費	7,100	6%
光熱動力費	3,788	3%
土地改良及び水利費	5,847	5%
賃借料及び料金	13,353	11%
農機具費	22,258	19%
その他物財費	12,426	10%
労働費	41,995	35%
費用合計	118,605	100%

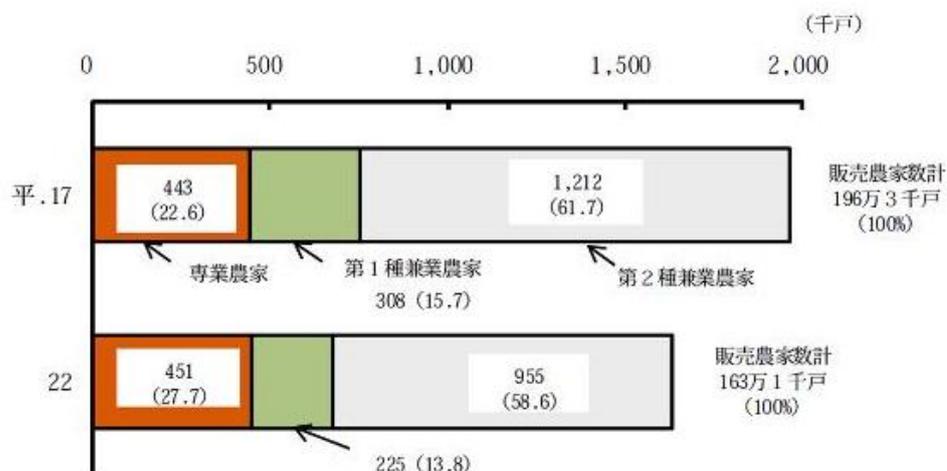
資料：農林水産省「農業経営統計調査」

参考資料7 平成18年度 作付規模別労働時間（hr/10a）

	平均	0.5～1.0ha未満	1～2	2～3	3～5	5～10	10～15	15～	10～15/平均
合計	27.96	34.55	30.09	24.69	20.55	18.13	16.18	14.01	58%
うち種子予措	0.35	0.39	0.41	0.34	0.32	0.22	0.2	0.29	57%
育苗	3.47	3.33	3.74	3.6	3.17	3.29	3.86	2.84	111%
耕起整地	3.77	5.16	4.08	3.01	2.58	2.16	1.84	1.94	49%
田植	3.88	4.76	4.36	3.22	3.06	2.74	2.56	2.17	66%
収穫	4.06	5.32	4.06	3.06	2.55	2.36	1.77	1.79	44%
乾燥調製	1.35	1.22	1.65	1.52	1.1	1.23	1.2	0.79	89%
育苗割合	12%	10%	12%	15%	15%	18%	24%	20%	
田植割合	14%	14%	14%	13%	15%	15%	16%	15%	

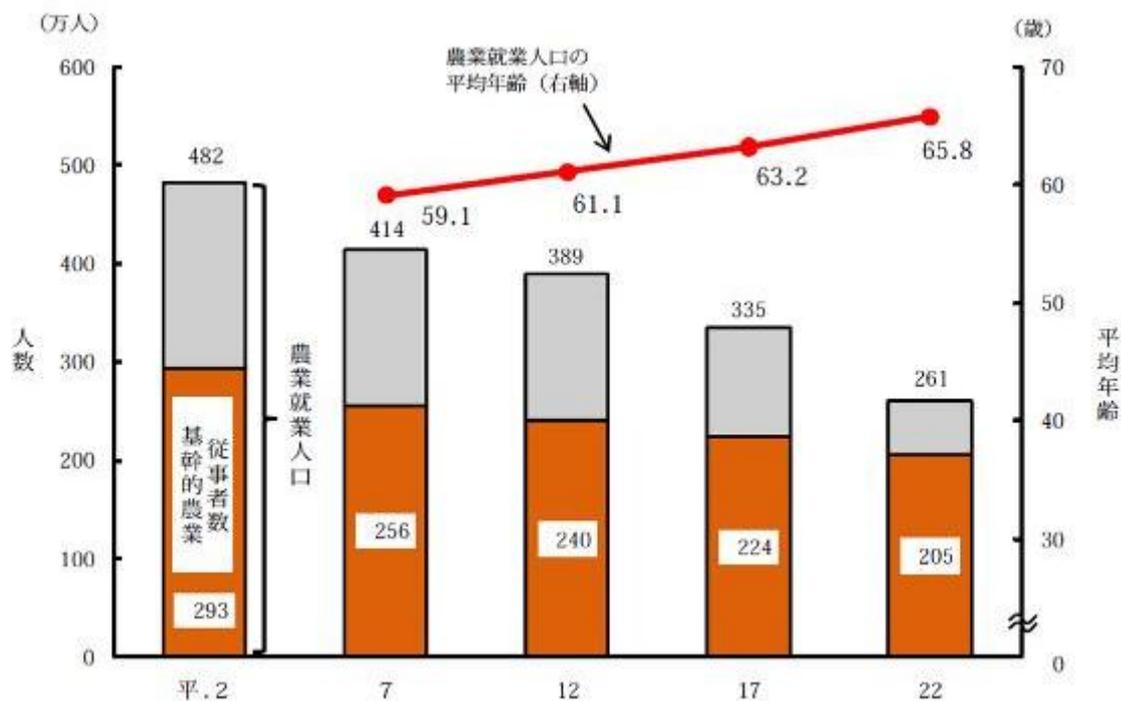
資料：農林水産省「農業経営統計調査」

参考資料8 専兼業別農家数の構成（全国）



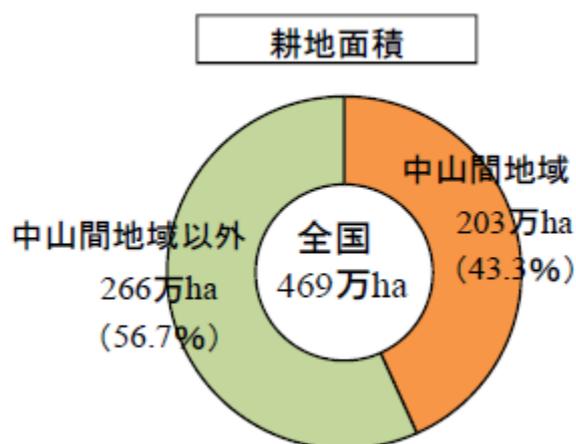
資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス結果の概要（確定値）（平成22年2月1日現在）」
注：（ ）内の数値は構成比である。

参考資料 9 販売農家の家族労働力の推移（全国）



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス結果の概要（確定値）（平成22年2月1日現在）」

参考資料 10 わが国主要指標に占める中山間地域の割合（平成17年）



資料：農林水産省「中山間地域農業をめぐる情勢 農村振興局」（平成21年3月）

参考資料 1 1 わが国の農業従事者数

単位：万人、歳

	18年 (2006年)	19年 (2007年)	20年 (2008年)	21年 (2009年)	22年 (2010年)	23年 (2011年)
農業就業人口	320.5	311.9	298.6	289.5	260.6	260.1
うち 65歳以上	185.4	185.0	180.3	177.8	160.5	157.7
平均年齢	63.4	64.0	64.7	65.3	65.8	65.9
基幹的農業従事者	210.5	202.4	197.0	191.4	205.1	186.2
うち 65歳以上	120.5	117.8	117.2	115.7	125.3	110.0
平均年齢	64.2	64.6	65.2	65.7	66.1	65.9

資料：農林業センサス、農業構造動態調査（農林水産省統計部）

注：1「農業就業人口」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者をいう。

：2「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事の主」の者をいう。

参考資料 1 2 平成 21 事業年度 農協組合員数

(単位：千人、%)

	17	18	19	20	21	対前事業年度増減率
正組合員	4,998	4,942	4,888	4,828	4,775	▲ 1.1
准組合員	4,190	4,380	4,544	4,666	4,804	3.0
組合員計	9,188	9,322	9,433	9,494	9,579	0.9
准組合員比率	45.6	47.0	48.2	49.1	50.2	—

資料：農林水産省経営局協同組織課「平成 21 事業年度 総合農協一斉調査結果」

参考資料 1 3 コメの世界生産量

	作付面積(百万 ha)	生産量(百万トン)
1989/90	147.8	345.2
1990/91	147.0	351.4
1991/92	147.5	353.2
1992/93	146.5	354.0
1993/94	145.3	354.7
1994/95	147.4	364.1
1995/96	148.4	368.8
1996/97	150.1	381.4
1997/98	151.7	387.4
1998/99	153.1	394.9
1999/00	155.9	409.3
2000/01	152.4	399.4
2001/02	151.4	399.7
2002/03	146.9	378.5
2003/04	149.3	392.5
2004/05	151.8	418.2
2005/06	153.8	418.2
2006/07	154.6	420.0
2007/08	155.3	432.7
2008/09	157.9	447.5
2009/10	156.0	440.1
2010/11	158.3	450.2
2011/12	159.9	456.3

資料：USDA「World Markets and Trade」

参考資料 1 4 平成 23 年産水陸稲の収穫量（全国農業地域別）

全国農業地域	水陸稲計		水		稲					
	作付面積 (子実用) ha	収穫量 (子実用) t	作付面積 (子実用) ① ha	10a 当たり 収 量 ② kg	収 穫 量 (子実用) ③=①×② t	参 考			10a 当たり 平年収量 ⑥ kg	作況指数 ⑦=⑤/⑥
						主食用 作付面積 ④ ha	収 穫 量 (主食用) ⑤=④×② t			
全 国	1,576,000	8,402,000	1,574,000	533	8,397,000	1,526,000	8,133,000	530	101	
北 海 道	112,900	634,500	112,900	562	634,500	109,100	613,100	535	105	
東 北	389,000	2,199,000	389,000	565	2,199,000	370,900	2,096,000	558	101	
北 陸	208,800	1,122,000	208,800	537	1,122,000	195,500	1,050,000	533	101	
關 東・東 山	298,000	1,582,000	295,600	533	1,577,000	289,700	1,546,000	535	100	
東 海	102,400	514,400	102,400	502	514,400	101,500	510,400	503	100	
近 畿	109,300	551,200	109,300	504	551,200	107,700	542,800	509	99	
中 国	115,100	600,400	115,100	522	600,400	113,200	590,500	517	101	
四 国	56,200	268,600	56,200	478	268,600	55,900	267,100	484	99	
九 州	183,500	927,000	183,500	505	927,000	181,300	915,400	503	100	
沖 縄	921	2,550	921	277	2,550	921	2,550	309	90	

資料：納院水産省大臣官房統計部「農林水産統計」(平成 23 年 12 月)

注：1 作付面積(子実用)とは、青刈り用の面積を除いた面積である。

2 主食用作付面積とは、水稲作付面積(青刈り面積を含む。)から、需給調整の取組として取り扱う米穀等(備蓄米、加工用米、新規需要米等)の面積を除いた面積である。

3 収穫量(子実用)及び収穫量(主食用)については都道府県ごとの積み上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。

活動状況

(役職は実施当時のもの)

平成23年

6月 3日 第1回正副委員長会議
「平成23年度の活動方針案について」

8月 8日 講演会・第2回正副委員長会議
「農業に関する規制について」
講師：中央大学法科大学院教授
森・濱田松本法律事務所弁護士 野村修也氏

9月12日 パソナチャレンジファーム in 淡路 視察

10月10日～14日 中国調査団（北京・青島）

11月 9日 第3回正副委員長会議
「アジアと食料・農業を考える委員会中国視察報告」

平成24年

1月17日 講演会・第4回正副委員長会議
「自由貿易における日本農業の課題」
講師：神戸大学大学院経済学研究科教授 石黒馨氏

2月15日 講演会・第5回正副委員長会議
「静岡県西部地域の農山村の活性化と日韓農業者の交流促進」
講師：静岡県立農林大学校講師
日韓農漁業・農山村交流名誉大使 岡本伸子氏

3月23日 第6回正副委員長会議
「平成23年度提言案について」

4月24日 常任幹事会・幹事会にて
提言案『21世紀の日本の農政を考える
～大消費地アジアを睨んだわが国農業の強化策～』を審議

4月27日 提言『21世紀の日本の農政を考える
～大消費地アジアを睨んだわが国農業の強化策～』を記者発表

平成 23 年度 アジアと食料・農業を考える委員会 正副委員長およびスタッフ名簿

平成 24 年 4 月 24 日現在（敬称略）

委員長	桑山 信雄	伊藤忠商事(株)	理事 社長補佐（中国食料・建設事業担当）
副委員長	阿部 修司	ヤンマー（株）	相談役
〃	歌川 弘三	（株）こなか	取締役社長
〃	香川 芳江	香川メディカルグループ	理事長
〃	加藤 誠	伊藤忠商事(株)	理事
〃	川西 修	幸南食糧(株)	取締役会長
〃	桐山 健一	（株）神戸屋	取締役社長
〃	熊谷 京子	クマリフト(株)	代表取締役
〃	桑原 正人	サラヤ(株)	取締役
〃	酒井 真理	ピーチプロモーション(株)	代表取締役
〃	澤木 良次	大建工業（株）	取締役社長
〃	志賀 茂	がんこフードサービス(株)	取締役社長
〃	武内 重治	伊丹老松酒造(株)	代表取締役
〃	寺田 和義	西日本電信電話(株)	総務部長
〃	富田 哲司	（株）クボタ	取締役副社長執行役員
〃	松谷 晴世	松谷化学工業（株）	取締役社長
〃	松本 孝	三和実業(株)	取締役会長
〃	山本 絹子	（株）パソナグループ	取締役専務執行役員
スタッフ	的場 佳子	伊藤忠商事(株)	関西業務室長
〃	三木 美和	伊藤忠商事(株)	秘書部
〃	橋本 康治	ヤンマー（株）	社長室ソリューションینگ 部部長
〃	久松 裕	ヤンマー（株）	社長室ソリューションینگ 部推進グループ 部長
〃	歌川 聡一郎	（株）こなか	営業部取締役支配人
〃	田邊 健二	香川メディカルグループ	事務長
〃	岩崎 光義	幸南食糧(株)	執行役員営業企画推進部部長
〃	三嶋 千絵	（株）神戸屋	経営企画部秘書課主任
〃	岸田 浩	クマリフト(株)	経営管理部マネージャー
〃	鎌田 幸代	ピーチプロモーション(株)	司会・運営統括マネージャー
〃	島田 睦博	大建工業	上席執行役員 経営企画部 副部長
〃	山本 一文	がんこフードサービス（株）	管理本部人事部長
〃	遠藤 芳幸	伊丹老松酒造(株)	営業課長
〃	山下 太郎	（株）クボタ	機械営業総括部 マーケティンググループ長
〃	稲垣 勇一	クボタ機械サービス(株)	企画担当部長
〃	中 克之	松谷化学工業（株）	管理本部課長
〃	荻原 美津子	三和実業(株)	専務取締役
〃	塩沢 亮	（株）パソナグループ	事業開発部マネージャー
代表幹事スタッフ	西村 昌	西日本電信電話(株)	総務部企画担当部長
〃	古江 健太郎	西日本電信電話(株)	総務部企画担当課長
〃	池田 光政	西日本電信電話(株)	総務部企画担当主査
〃	絹川 直	（株）大林組	理事 経営企画室大阪企画部部長
〃	潮 恵一郎	（株）大林組	経営企画室大阪企画部副部長
〃	矢島 健	（株）大林組	経営企画室大阪企画部副課長
事務局	齊藤 行巨	（一社）関西経済同友会	常任幹事・事務局長
〃	松尾 康弘	（一社）関西経済同友会	事務局次長兼企画調査部長
〃	與口 修	（一社）関西経済同友会	企画調査部課長
〃	本宮 亜希子	（一社）関西経済同友会	企画調査部